

批評・紹介

孟元老著 入矢義高・梅原都譯注

東京夢華錄

宋代の都市と生活

木田 知生

宋代に、中國の諸都市が次第に變容していった過程は、我邦では加藤繁氏をはじめとして、何人もの研究者が説くところである。しかし、いつ頃から、どの様に變容していったのか、そして、その結果の具體的な内容となると、舊來かなり漠然としたもので、通り一遍の表現に終わってしまう傾向が強かった。その際にいつも引き合いに出されるのが、幽蘭居士孟元老の『東京夢華錄』だが、意外なことに、本書全體が考究の對象となつたことは、少なくとも我邦に於いては、過去一度もなかったのである。この事實は、變容し終へた宋代都市の諸相を、十二分に描寫し得なかつたことの一要因になつてゐる様に評者には思えてならない。そして、この『東京夢華錄』が、研究對象となりにくかつた最大の理由は、譯者入矢氏が本書の解題で述べておられるように、文章が拙劣で讀みにくい點にあった。その意味において、本譯著の出現は、そのこと自體、まず我邦の中國宋代研究に劃期的な意義を持つものと言ひ得よう。

本書の譯業を擔當された入矢氏は、四十年前程前に既に『東京夢華錄』の本格的研究に取り組まれ、本書の種々の特色を、各々「東京

夢華錄の文章」(東方學報・京都二〇)、「東京夢華錄」(中國の名著)所收、及び關聯の諸論文で論究されてきた。また、梅原氏にも「宋代都市の税賦」(東洋史研究二八―四)、「宋代の開封と都市制度」(鷹陵史學三・四合併號)、「東京夢華錄夢榮錄等語彙索引」(京都大學人文科學研究所)等の諸作がある。譯者についてのこれ以上のく、くだしい紹介は今更不必要かと思われる。現在、日本の中國學界で『東京夢華錄』の譯者として、この御二人が最もふさわしい研究者であると思うのは、必ずしも評者一人のみに止まらぬであらう。

『東京夢華錄』の概容については、右の入矢論文、及び本譯書の入矢氏解題を御覽いただくとして、早速、左に本譯書の構成、目次を示す(一部省略)。

解題(入矢)

原序

卷一

東都の外城 舊京城 河道 大内 内諸司 外諸司

卷二

御街 宣德樓の前の役所と寺院 朱雀門外の町々 州橋の夜市 東角樓の町々 潘樓の東の町々 酒樓 飲食物と果物

卷三

馬行街から北の醫者町 大内の西、右掖門外の町々 大内の前、州橋の東の町々 相國寺の大衆市場 相國寺の東門前の町々 上清宮馬行街の商店 種々の運搬車 市中の通貨の相場 人の雇い入れ 消防 明け方に店を出す人びと いろいろな小商賣

卷四

軍頭司 皇太子の御成婚 内親王の降嫁 皇后行啓のときの乗輿
いろいろな貨物 修繕用具と僧侶道士の呼びこみ 宴會の請負い
會仙酒樓 食べもの店 肉の市 餅の店 魚の市

卷五

市民のならわし 盛り場の演藝 嫁むかえ 出産と育児

卷六

正月 元旦の朝賀の儀 立春 元宵 十四日、五嶽觀への行幸 十
五日、上清宮への御参詣 十六日 收燈ののち市民は郊外へ春を探
りにゆく

卷七

清明節 三月一日、金明池・瓊林苑の池開き 臨水殿行幸、爭標御
覽と御宴 瓊林苑への行幸 寶津樓の宴殿への行幸 寶津樓への臨
幸、諸軍の演技 射殿への臨幸と弓射 御苑を賭け事と見せ物に開
放すること 還幸の儀衛

卷八

四月八日 端午 六月六日の崔府君の生誕節と、二十四日の神保觀
神の生誕節 この月に町々で賣るいろいろな食べもの 七夕 中元
節 立秋 秋の社の祭 中秋 重陽

卷九

十月一日 天寧節 宰執・親王・皇族・百官の祝賀参内 立冬

卷十

冬至 大祭の前の車と象の豫行演習 大慶殿での天子の御齋宿 行
幸の儀衛 太廟での御齋宿および神主を捧持して内陣より御出まし
のこと 青城の齋宮へ御到着 郊壇に御到着、御親祭のこと 郊祀
からの還幸 大赦 還御ののち日を選んで諸宮へ御禮詣りのこと

十二月 除夜

跋（趙師俠）

元刊本幽蘭居士東京夢華錄（原文）

あとがき（入矢）

本文四〇九頁

目次を一見すればわかる通り、本書に盛り込まれた内容は、實に
廣範多岐に亘っているが、入矢氏に據れば、大きく三つの部分に分
けられる。

「第一は、都市區劃や宮殿・寺院・店舗・名勝地などの名稱や
位置を述べた地理的説明の部分。第二は、一年を通じての宮中
および民間の行事を述べた、いわゆる時令の部分（卷六から卷
十まで）。第三は、市民の風習や生活のくさぐさを即物的に活
紋した部分である。」

〔解題〕ii

卷一には、入矢氏の言う第一の部分のうち、とくに宮殿・官衙と都
市構造の記述が集中しており、この卷一の注を梅原氏が擔當され
た。全體の譯文と卷二以降の注については全て入矢氏の擔當部分と
なっている（「あとがき」）。全體を通讀した印象として、入矢氏の
史料選擇眼が濃厚に前面に出ていると言えるだろう。

この譯業の技術的な方法論については、評者に大きな異論は無い
と言ってよい。語彙と語法、故實と名辭の二々に對する譯者の執拗
なまでの適及力は、はじめてこの譯者を手にした時、輕いめまいを
感じたほどのするどさで、それが巻頭から巻末まで一貫しているこ
とにも驚かされた。『東京夢華錄』と同時代の史料は言うまでもな
く、それで不十分とされれば前代の史料が、更に不足の場合には後
代史料と現代の研究論文が縦横に活用驅使され、その提示も手際良

く、過度の史料羅列に陥っていない。『東京夢華錄』のように當時の俗語表現を多く含み、記述の範圍が廣範で同時に瑣末微細な點に及ぶ史料に對しては、入矢氏の採用されたアブローチの方法が、恐らく唯一無二のものかと思われる。譯文自体にも緩急の工夫が凝らされ、文意は平明で讀み易い。名譯と稱して必ずしも誇張でないだろう。ただ、この譯業にも誤謬と引用の不適切は避けられず、その幾つかを指摘することは、やはり可能である。以下、評者の見解を順次提示してみる。

まず「解題」六頁に、入矢氏は劉昌詩『蘆浦筆記』卷十「上元詞」を引かれ、本『夢華錄』が徽宗治下の繁榮を見事に書きとめた書であることを評價しておられる。ところが、同氏はそのあとで、劉氏のような評價は例外的であつて、この『夢華錄』は南宋百五十年の間、まともには人びとの愛讀書とならなかったと斷じられる。これでは、南宋時代に『夢華錄』に範を取った『都城紀勝』『西湖老人繁勝錄』『夢梁錄』『武林舊事』が何故かくも續出することになったかわからなくなる。矛盾した表現としなければならぬ。『蘆浦筆記』の引用についても一點提案したい。引用された「上元詞」（この簡條名は解題に明記されていない）は卷十に在ると指示してある。確かに「知不足齋叢書」本を見ると、その卷十に當該記事が載っている。だが、評者が最初に見た『學海類篇』所收本には、同記事は卷五に見える。卷構成は所收叢書によつて異なるわけ、その點、出處を明記される可きだったと思うのである。この場合、はじめから「知不足齋叢書本」を見る可きだと言われるかもしれないが、本譯書では、これと同様、閱讀に手聞取つた例はまだまだある。例えば、一八七頁（一）に引用する宋末元初の類書『事林廣記』は、

その壬集卷二の記事を示すが、これは和刻本（一應、元泰定二年本の翻刻だとされている）の卷數である。元至順間建安椿莊書院刻本に依據した影印本『事林廣記』（線裝六冊）は胡道靜氏の前言を附し、一九六三年九月、北京の中華書局から公刊されている。従つて、いまでは『事林廣記』元刊本（影印本）そのものの閱讀はそんなに困難ではないのだが、この元刊本は、和刻本とは内容も構成も大きな差異があり、その前集卷十家禮類には『夢華錄』からの引用は無い。こうした點なども明示される可きではなかったか。本譯書の二八・二九頁には、元刊本『事林廣記』（中華書局至順間刊本と同一版本とは思えない）の圖が掲示されており、典據の不整合は益々強められる結果となつている。至順間刊本には同後集卷六に「外城之圖」があり、この圖は和刻本甲集卷十一の同圖とは異なつて、城内を貫流する河水の他に、その上に架せられた橋名をも詳細に記している。この圖を示されれば、城内の地理把握にも一層役立つものと惜しまれる。また、譯書二二八頁には清周城の『宋東京考』（この書については後述）卷二〇の「葦齋跋」の解が載っているが、この事項は、評者の手元の『宋東京考』（封面に「乾隆壬午重鐫江西第五次進呈 六有堂藏板」の文字がある）では卷十九に載っている。以上の數例からだけでも、譯者の所引史料の典據提示は、いづれもいささか不親切であると認めざるを得ない。版本を明示した「引用書目」を是非にでも附載される可きだったと思う。日本人の著作に、所徵書目一覽が無いことを、評者なども常々、中國の友人から嘆かれる。今後、研究者間で留意していただきたい問題である。また、本譯書に挿入された多くの圖版には、幾つか未見のものを含み、大いに啓蒙されたが、残念なことに、その全てに出版元・出處

や刊行年次が明示されているわけではなく、その點、物足りなさを覺えた。明王圻の『三才圖會』からは、十數點も採取されているが、この書の成立は北宋末・南宋初からかなり遅れるわけであり、引用は再考を要しよう。三五四頁の「柶」「敵」等は、現に實物が幾つも残っているわけだし、元至順間『事林廣記』後集卷十二にも圖がある。また、三五七頁の（九）（一〇）等に引く古樂器も、最近の出土品を示される方が、一層効果的だったのではないだろうか。

次に、譯注の不適切と思われる點について述べよう。

十五頁（九）の「拐子城」の注は評者にもまだ不分明な點を残すが、『三朝北盟會編』からは、卷六六（中帙四二）の「宣化門に幸し、徒步もて拐子城に登る」及び卷六八（中帙四十三）の「東水門外の二拐子城」「通津門の拐子城」「また、姚友仲は南北拐子城を措置す。拐子城の勢い、皆な水門を捍禦する者なり。姚友仲 拐子城上に於いて別に兩圓門を造り云云」等の條も參考價值が有ると思う。「拐子馬」については鄧廣銘氏に詳解がある（『岳飛傳』附錄二「有關「拐子馬」的諸問題的考釋」とくに同書四二七頁を参照）。四三頁の（三〇）は「十炭場」に對する注だが、ここは、「石炭場」と解する可きではなかったらうか。『宋東京考』卷三・外諸司にはやはり「石炭場」と出ている。さらに、鄧之誠『東京夢華錄注』を参照のこと（鄧氏注本については後述する）。同頁（三四）の「架子營」に對する注もその説明位置と「架子」の二字より推せば、房廊課利徵收に關聯する官衙と考えるのが、やはり普通ではないだらうか。また、五六頁、本文二行目の「盛り場」の原文は「瓦子」であるが（七五頁注（一）参照）、この語についての詳しい注は是非

に欲しい所である。五三頁の「開封府の府廳」や五七頁四行目の「迎祥池」、一一二頁の「芝居小屋」（原文、「勾肆」）、他に二三三頁の「清明節」に注が無いのも、同様に惜しまれる。五八頁の（三）、『劉廉訪』は『宋會要輯稿』職官六三の八に見える劉彥遵のことではないだらうか。次に七二頁の注（四）、ここには『容齋三筆』卷五の例を引くが、これが同卷の「過稱官品」の條を指すとすれば、ここは太保・太保・司徒の官名濫稱を言っているのであり、防禦使云云の注としては不適切である。九六頁、「四聖觀」に注（四）が當てられている。しかしながら、注（四）そのものが全く存在しない。九九頁の譯文に「孟家の道士用の冠」とある。これは、本譯書末に附された靜嘉堂所藏の元刊本（つまり、譯業の底本）の原文には「孟家道院」とある。譯者は祕冊彙函本・學津討原本『夢華錄』に、「院」を「冠」に作っているのを根據に譯語を考えられたと思うが、解題で、元刊本の「訂正できるものは訂正」すると言われる以上、一〇四頁の「五寺三監」が原文「王」であること、二八四頁の「三伏」が原文「二」であること、三六二頁の「赤い巾をつけた四人のものが」の原文が「有四紅中者」であること等と併わせ、事柄は微細に互るがやはり同様に一言欲しかった。これと似た例としては、一八三頁の「これを「壓驚」といい」がある。元刊本では、その前後に、「或不入意、即留一兩端綵段與之。壓驚、則此親不諧矣。」とあり、やや讀みにくい。譯者は和刻本『事林廣記』王集卷二に、「或不意、即留一兩端綵段與之、謂之壓驚、則此親不諧矣。」とあるのに據られたようだが、何もコメントが無い。九九頁の譯文「すべて書籍・骨董・繪畫云云」は原文では「書籍玩好圖書」で譯文に誤りがあるとは思えないが、ここには鄧之誠氏の様な詳しい史

料例が欲しかった。その他、李清照の「金石錄後序」にはその夫趙明誠とともに度々相國寺に遊んだ旨の一文があり、時期はあたかも北宋末期のことなので大いに参考になる。一〇〇頁(一)は、相國寺の注としては、貧弱の感を免れない。ここは邵注にも比較的詳しく史料が出してあるが、熊伯履氏「相國寺考」(一九六三年、河南人民出版社)が参照される可きではなかったか。一七一頁(四)、「三五……」を「四、五」と譯す例が擧げである。ところが「三五……」は、既に卷一・大内の原文に「毎對可直三五十千」、卷三・相國寺内萬姓交易に「雖三五百分、莫不咄嗟而辨」とある他、全篇に亘って十數度の使用例があり、初出の場所で説明されるべきだった。同様に、「幃頭」に對する注は初出の一〇一頁(五)で欲しかった。二二九頁(一五)に擧げた「幕天陂」は明らかに「坡」の誤り。二四二頁(九)と二五二頁(一)は内容が重複する。同じ二五二頁の(二)。「撮焦亭子」の「焦」が「角」に通ずるとの高見は正しい。ただし、そこに示された「撮角亭子」の解は見當違いだと思ふ。「撮」は現代漢語でも「つまみ上げる」という義を含むが、ここでもその意味が通じよう。つまり、屋根の各角がそり上っている亭子を想い浮かべればよいのではないだろうか。陸澹安『戲曲詞話匯釋』五五八頁參照。三〇四頁(五)に、「日常の燃料はすべて石炭を用いていたのである。」(傍點評者)とされるが、この表現はいささか誇張が過ぎる。本譯書三八頁の「内外柴炭庫」と四三頁(三二)、及び『宋史』卷一七一の「薪高炭鹽諸物之給」の條等を参照するだけでもその事は明らかだ。三六五頁(五)の「面油」に對する注。これは、『歲時廣記』を見られる可きだった。その卷三九「賜御宴」の條に「提要錄」が引いてあり、「唐制、臘日、賜宴及賜

口脂・面藥、以翠管銀盞盛之。」と記述する。つまり、唐代の制度では、臘日に朝廷から「口脂」と「面藥」が下賜されるならわしだったわけで、「面油」がこの「面藥」に當たることは、まずまちがいない。「賜御宴」の條では、この後に、杜甫の「臘日詩」が引かれており、その一句に「口脂面藥隨恩澤」とある。朱翰はこの句に注して『杜詩詳注』卷五參照、「口脂面藥、以禦寒凍。」と言う。「歲時廣記」同卷では、他に「賜御食」「賜甲煎」「送風藥」「上頭膏」等の條が役立つ。

續いて、譯業の史料操作について二三點指摘するのをゆるされた。『東京夢華錄』全體に對する我邦での本格的な研究は、最初に述べた通り、本譯書を以て嚆矢とする。ただ、部分譯は既に試みられたことがあった。村松一彌氏によるものがそれで、舊稿を改めた譯文は平凡社『中國古典文學大系』56「記錄文學集」(昭和四十四年初版)に收められている。村松氏の譯業は、この『東京夢華錄』が宋代以降の都市研究史料として、那波利貞氏や加藤繁氏等に、斷片的に使用されて來た研究史のあとを受け、抄譯とは言え、本格的にこの書を譯業の對象にされた點で、やはり正しく評價されるべき仕事だったと思う。ところが、この度の入矢注には、解題にもあとがきにも言及する所がない。ただ、三六七頁(一五)に、否定する材料として、譯者名を全く擧げず、その譯文の所在だけが引用されている。本譯書中の他の引用例と比較しても、その引用の偏頗を感じるの、果して評者一人だけだろうか。また中國の注釋書に對する譯者の引用方法にも、評者は同様の印象を禁じ得ない。

一九五六年十一月に古典文學出版社から刊行された『東京夢華錄(外四種)』は、本文に新式標點を施した便利な本だが、句讀の誤謬

が多いことは、つとに研究者の指摘するところとなっている。その後、五九年一月に鄧之誠氏の『東京夢華錄注』（商務印書館）が出版された。史料原文を幾條か列する中國の傳統的な注の方法が用いられ、『夢華錄』全般についての、初めての本格的な注釋であつた。しかし、中國日本兩國のこの書に對する評價は、必ずしも稱讃のみに傾かず、いまから見ると、確かに、傳統的な注や簡潔な按語を離れて、所々には委曲を盡した解釋が必要だつたと思う。同年、我邦では、極東書店の宣傳誌「書報」（一九五九年六月號）に入矢氏の「鄧之誠氏の『東京夢華錄注』」が登載され、鄧注に對して極めて峻烈な批評があびせられた。その主要な批評對象は、宋代の基本文獻である『續資治通鑑長編』『文獻通考』や『玉海』『古今合璧事類備要』『山堂群書考索』等の類書が全く参照されていないこと、明李濂の『汴京遺蹟志』や清周城の『宋東京考』を鄧氏が不用意に愛用しすぎたこと、宋代の詩文が十分に活用されていず、従つてこの時代特有の術語や俗語を把握し切っていないこと、近來の學者の考察結果を全く參考にしないこと等に在つた。入矢氏のこの批評については、評者も、その幾つかの論點に同意したい。だが、今回の入矢注では、如右の批判點の多くが確かに新たに克服されたとは言え、少なからざる部分は、やはり鄧注に據つた方が明晰な解を得られることも事實である。幾例か擧げてみよう。まず、「開封府」や「相國寺」に對する注が入矢注では不十分で、鄧注には十全でないまでも幾例も文獻が擧げられてゐること、これはすでに前述したとおり。ほかに、一〇五頁の「觀音院」には、鄧注のような注が欲しい。また、一〇五頁（五）・一〇六頁（二三）・一九三頁（二二）に引く文獻は鄧注と全く同一なのに、何のコメントも無いのはどうし

たことだらう。三二二頁の注（三八）では、未詳とされながらも、一應、『夢華錄』が擧げられている。この點についても、鄧氏はその注に既に同書卷三を引いて説明を加えていた。また、一八九頁（三）の、「新編事文類聚翰墨全書」に云云、のまわりくどい説明は、鄧注一四六・一四七頁（八二年一月中華書局再版本頁數）を見れば全く不要となる。

引用もしくは説明の不適切は、鄧氏があまりに安易に引きすぎるとして入矢氏が批判された『汴京遺蹟志』『宋東京考』についても言える。この兩書は、各々、明清兩代に編集された東京開封府の資料集と言う可きもので、名勝古蹟や故事來歴の概容を探るときには、確かに役立つ。ただ、その引用文獻に全面的な信頼を置くことは難しく、その點では入矢氏の批判は正鵠を射ていると言えるだらう。だが、同時に、この兩書が、他書に無い材料を含むことも、また周知の事實である。兩書の書名は本譯書の本文一〇七頁の「上清宮」に附された注（一）に至つて初めて登場するが（それ以前にも援用されたことは明白だ）、その頁の幾條かは、全く、この兩書に依據せざるを得なかつた實例である。九四頁（六）は「啓聖院」に對する注だが、『汴京遺蹟志』卷十一には別の文獻も出ており、九五頁の「建隆觀」に對する注（八）は、『宋東京考』卷十三（前述の版本に據る）を用いられてもよかつたのであるまいか。また、一〇七頁、「桃花洞」については注が無いが、『汴京遺蹟志』卷八を見ると、「即上清宮道士所居之處。環植以桃、故名桃花洞」とあり、名の由來まではっきりわかる。二二八頁、「望牛岡」に對する注（四）。『宋東京考』には所々『汴京遺蹟志』を引用していることから知られるように（例えば、『宋東京考』卷十一「梅花堂」、卷十四「上方寺」、卷

十五「皮場公廳」、卷十六「傳法院」、卷十七「東山」、卷十九「金水河」「五丈河」「白溝」「溝洫」「井」、卷二〇「獨樂岡」等條を見よ。いずれも前述版本の卷數による。前者が後者を踏襲したことは明白である。(四)に引く『宋東京考』の文も、實のところ『汴京遺蹟志』卷九「望牛岡」からの引用にすぎない。以上、鄧之誠『東京夢華錄注』・『汴京遺蹟志』・『宋東京考』三書について、評者は本譯著中に、各々相應の紹介と説明とがあるべきだったと切に思った次第である。なお、鄧之誠氏の譯業については、鄧氏の學生徐萃芳氏に「憶鄧文如先生」(『學林漫錄』二集)があり、崔文印氏の「重讀『東京夢華錄注』」(『讀書』一九八二・九)、孔憲易氏「讀『東京夢華錄注』小議」(『學林漫錄』四集)とともに参考になる。

鄧之誠氏は注の自序で、伎藝と飲食に關する部分が最も斷句が難しかった、と述懐され、それを受けるように、入矢氏は前述の書評の中で、この部分の注の不備を幾つも摘出された。實はこの部分こそ、今回の譯注の最大の特色があり、事實、大きな成果を見ることができるのである。その新成果の中でも、とりわけ評者が益を受けた、蒙を啓かれた譯注は、例えば卷二「東角樓の町々」の諸注、また、一〇九頁の「婆臺寺」に對する注(八)にも實に細やかな工夫が凝らされている。さらに、一五七頁(六)、一五九頁(一〇)、卷五「盛り場の演藝」の譯文とその諸注——孔憲易「漫談『京瓦伎藝』」(『學林漫錄』六)も参考になる——、二二六頁(一一)、二四八頁(二)、二六二頁(一六)等々の注だが、一々舉げていけば、その數は優に十指を上回り、その十倍にも近づくだろう。いずれも、一語の用例用法をもゆるがせにしない着實な探究の積みかさねで、その譯語譯注へのみことな結實過程は、大率、實に手際よく、讀む

者に難澀の感を抱かせない。

舊來、中國都市研究は、その都市構造と機構の研究とに大方の關題關心が集まつていた嫌いがある。だが、本譯書の出現によって、都市内部の諸様相、すなわち生活習俗・諸藝能・小商販・居住民構成等に、豊かな表情とくつきりした現實が看取できることを改めて再確認でき、今後、中國の都市・社會史研究に大きな指針が指し示された。事物の一一の檢證は確かに煩瑣を免れないが、適切な研究蓄積と分析とは、必ずや具體的な歴史像を結實させ得るに違いない。

評者は、もともと、より多く本譯著中の適譯好注を談じ、さらに幾つかの問題點と中國での研究動向にも説き及ぶつもりであつた。しかし、すでに紙數も盡きてしまった。非才の身を以て斯界の大先輩に數々の警言を弄したこと、ここに至つて心情頗る不安である。しかしながら本譯著から評者の學び得た知見は極めて多く、同時に、評者は、もともとこの譯者の出現に感謝する者の一人であることは、ここに表明して置かねばならない。最後に、改めて譯注者御二人に深い敬意を表し、稿を終えたい。

一九八三年三月 東京 岩波書店
菊版 四二七頁 五二〇〇圓